

陸自クローズ系クラウドシステム用の端末等の不足分を補完するために借り上げていた陸自指揮システム用の端末等について、各部隊等が使用するために必要な設定を行っておらず倉庫等に保管するなどして、端末等の不足分を補完するために使用されておらず所期の目的不達成

1件 不当金額(支出) 2055万円

1 陸自指揮システムの端末等の借上げ等の概要

陸上自衛隊は、各部隊等の各種状況を報告したり、幕僚活動を支援したりなどする機能を有する陸自指揮システム(以下「旧システム」)の運用に当たって、端末、プリンタ、スイッチングハブ等(これらを「端末等」)を借り上げて大臣直轄部隊等及び各方面隊において使用している。そして、令和元年度から、旧システムから陸自クローズ系クラウドシステム(以下「新システム」)に順次移行しており、2年3月に大臣直轄部隊等及び中部方面隊、3年3月に北部、東部両方面隊、4年3月に東北、西部両方面隊がそれぞれ移行している。新システム及び旧システムは、使用するソフトウェアが異なるなどのため、陸上自衛隊は、新システムを使用する部隊等には、新システム用に新規に調達した端末等を配備することとしていた。

陸上自衛隊は、新システムへ移行中の期間においては新システムと旧システムの間で情報共有できるよう接続サーバを設置し運用しており、新システムに移行した部隊等において、必要となる新システム用の端末の配備ができない場合は、旧システム用の端末で情報共有することにより、その不足分を補完することとしているが、その際には接続サーバを使用することとして設定する必要がある。

旧システム用の端末等の借上げについては、陸上幕僚監部(以下「陸幕」)の調達要求に基づき、防衛装備庁が賃貸借契約を締結し、当該契約に係る借上期間経過後は、必要により借上期間を更新する再度の契約(以下「再契約」)を締結している。そして、4年2月までに借上期間が終了する再契約のうち、新システムに移行した部隊等が配備先に含まれる再契約において、10,651台の旧システム用の端末等を1年間又は2年間借り上げて、契約額46億3118万円と同額を支払っている。

2 検査の結果

陸幕は、新システムに移行予定となっている29駐屯地等に所在する大臣直轄部隊等及び東部、中部両方面隊の旧システム用の端末等369台を新システム用の端末等の不足分を補完するために借り上げることにして、これらを含めて上記の10,651台を再契約する調達要求をしていた。そして、これを受けて防衛装備庁は再契約を締結し、端末等は4年2月までの間、部隊等へ配備されていた。

前記のとおり、新システム用の端末等の不足分を補完するためには接続サーバ^(注)を使用することとして設定する必要がある。しかし、上記の369台のうち91台が配備された16駐屯地に所在する大臣直轄部隊等及び東部方面隊に属する部隊等は、具体的な対応方法を認識していなかったため、この設定を行っていなかった。

そのため、これらの各部隊等においては、上記91台の端末等を用いて情報共有することができず、2年3月から4年2月までの1年間又は2年間の再契約の間、これらの端末等を各部隊等の倉庫等に保管するなどして新システム用の端末等の不足分を補完するために使用していなかった。

したがって、前記の再契約で借り上げた旧システム用の端末等369台のうち91台は、新システム用の端末等の不足分を補完するという所期の目的を達成しておらず、これらに係る支払額相当額計2055万円が不当と認められる。

(注) 16駐屯地 旭川、真駒内、帯広、八戸、岩手、霞目、神町、相馬原、朝霞、横浜、富士、福岡、前川原、健軍、国分、那覇各駐屯地